

改 正 後	現 行
医療施設近代化施設整備事業実施要綱	医療施設近代化施設整備事業実施要綱
1～2 (略)	1～2 (略)
3 交付条件 (1) 病院（改修（一部増改築を含む）により療養病床を整備する病院は除く） (絶対条件) (略)	3 交付条件 (1) 病院（改修（一部増改築を含む）により療養病床を整備する病院は除く） (絶対条件) (略)
(加算条件) ⑩ (略) ⑪ 医療機関の情報化の推進を図るため、電子カルテシステムを併せて整備する場合は、次の条件を満たす場合に限り、補助対象基準額の加算をする。 ア 原則として建替整備であること。 イ <u>高度医療情報普及推進事業（厚生労働省委託事業）</u> により維持管理されている標準マスター（病名、手術・処置名、医薬品、臨床検査、医療材料、症状・所見、画像検査、看護用語、歯科分野）及び <u>厚生労働省標準規格</u> のうち該当するものを使用することとし、必要に応じて厚生労働省が行う調査に協力すること。 ウ 診療情報管理や診療情報提供等を行う体制が整備されていること。 エ 近隣の医療機関から診療情報の共有化等の申し出があった場合には、協力すること。 オ 審査支払機関に対し、 <u>電子情報処理組織又は光ディスク等</u> を用いたレセプトの電子的請求をすること。	(加算条件) ⑩ (略) ⑪ 医療機関の情報化の推進を図るため、電子カルテシステムを併せて整備する場合は、次の条件を満たす場合に限り、補助対象基準額の加算をする。 ア 原則として建替整備であること。 イ <u>「厚生労働省委託事業における用語／コード標準化委員会の開発方針」</u> に基づいた標準マスター（病名、手術・処置、医薬品、検査、医療材料）を使用することとし、必要に応じて厚生労働省が行う調査に協力すること。 ウ 診療情報管理や診療情報提供等を行う体制が整備されていること。 エ 近隣の医療機関から診療情報の共有化等の申し出があった場合には、協力すること。 オ 審査支払機関に対し、 <u>磁気テープ・フロッピーディスク・光ディスク</u> を用いたレセプトの電子的請求をすること。
(2)～(3) (略)	(2)～(3) (略)
4 診療所 次のいずれかを満たすこと。 ① 承継に伴う診療所の施設整備 次のアからオの全てを満たすこと。 ア <u>以下のいずれかの地域に所在し</u> 、かつ、事業実施年度の前年度、又は翌年度の承継に伴う施設整備であること。  ・ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づく指定地域 ・ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する地域（過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）の失効に伴う経過措置については、別に定める。） ・ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づく指定地	4 診療所 次のいずれかを満たすこと。 ① 承継に伴う診療所の施設整備 次のアからオの全てを満たすこと。 ア <u>以下のいずれかの条件に該当し</u> 、かつ、事業実施年度の前年度、又は翌年度の承継に伴う施設整備であること。 (ア) <u>次のいずれかの地域に所在する診療所</u> ・ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づく指定地域 ・ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する地域（過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）の失効に伴う経過措置については、別に定める。） ・ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づく指定地

<p>域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>· 基美群易损器械特别指置法 (昭和 29 年法律第 189 号) 第 1 条之规定于   ◎地域</li> <li>· 小型原精易损器械特别指置法 (昭和 44 年法律第 79 号) 第 2 条第 1 项之   規定于◎地域</li> <li>· 半磨损具法 (昭和 60 年法律第 63 号) 第 2 条第 1 项之規定于◎地域</li> <li>· 磨耗器具法 (昭和 60 年法律第 63 号) 第 2 条第 1 项之規定于◎地域</li> <li>· 磨耗器具特别指置法 (昭和 37 年法律第 73 号) 第 2 条第 2 项之規定于   ◎地域</li> </ul> <p>(削除)</p> <p>ノルダム能率所</p> <p>ノルダム能率所</p> <p>ノルダム能率所</p> <p>ノルダム能率所</p> <p>ノルダム能率所</p> <p>ノルダム能率所</p>	<p>(5) ~ (6) (略)</p> <p>② (略)</p> <p>ノルダム能率所</p> <p>ノルダム能率所</p> <p>ノルダム能率所</p> <p>ノルダム能率所</p> <p>ノルダム能率所</p> <p>ノルダム能率所</p>
--	---